別表（第８条関係）

「いわきひとしお」ロゴ使用申請に係るチェックリスト

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 要　件 | チェック |
| 1. | 主菜（たんぱく質を主とするおかず）の塩分量が1.7ｇ以下である | □ |
| 2. | 副菜（野菜、いも、きのこ、海藻類を主とするおかず）の塩分量が0.7ｇ以下である | □ |
| 3. | 汁物の塩分量が1.0ｇ以下である | □ |
| 4. | 一皿メニュー（丼もの、重もの、麺類、カレー等）の塩分量が2.0ｇ以下である | □ |

①　レシピ（紙媒体・WEB等）での使用

※いずれかの要件を満たすこと。

※上記区分に該当しない料理については、一案件ごとに、要件と照らし合わせて判断する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 要　件 | チェック |
| 1. | １食あたりの食塩相当量が3.0ｇ未満である | □ |
| 2. | エネルギー（熱量）及び食塩相当量を表示している | □ |
| 3. | 調理に際し、何らかの工夫をすることで、塩分量を減らしている。 | □ |

1. 中食・外食（スーパーや食堂等において販売・提供される食品）での使用

※すべての要件を満たすこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 要　件 | チェック |
| 1. | 当該商品に栄養成分表示がなされており、その根拠となる資料がある。 | □ |
| 2. | 比較対象商品とのナトリウム低減量が120mg以上であり、　かつ比較対象商品との相対差（低減割合）が25％以上である。 | □ |
| 3. | 比較対象商品に比べて低減された割合の記載がある。 | □ |
| 4. | 比較対象商品を特定するために必要な事項の記載がある。 | □ |

1. 食品表示法に基づく「減塩」等の食塩を低減した旨の表示をする商品での使用

※食品表示法の栄養表示基準に基づき、すべての要件を満たした上での判断となる。

※食品表示法に関する詳細・不明点ついては、管轄の保健所へご相談願います。